

議 事 日 程 (第 3 号)

令和2年9月11日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第55号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第56号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第57号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第58号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第59号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第68号 令和元年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 4 議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第62号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第63号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第64号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第65号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第66号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第11 議第69号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の締結について

日程第12 議第70号 遊佐町役場新庁舎外構工事請負契約の締結について

※一般議案

日程第13 議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算

日程第14 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | 2番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 | |
| 3番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太 | 郎 | 君 | 4番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |
| 5番 | 齋 | 藤 | | 武 | 君 | 6番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 | |
| 7番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 8番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 | |
| 9番 | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 10番 | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | |
| 11番 | 斎 | 藤 | 弥 | 志 | 夫 | 君 | 12番 | 土 | 門 | 治 | 明 | 君 |

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|---------------|-------------|---|---|---|---|
| 町 長 | 時 | 田 | 博 | 機 | 君 | 副 町 長 | 本 | 宮 | 茂 | 樹 | 君 |
| 総 務 課 長 | 堀 | | | 修 | 君 | 企 画 課 長 | 高 | 橋 | | 務 | 君 |
| 産 業 課 長 | 佐 | 藤 | 啓 | 之 | 君 | 地 域 生 活 課 長 | 畠 | 中 | 良 | 一 | 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 中 | 川 | 三 | 彦 | 君 | 町 民 課 長 | 高 | 橋 | 晃 | 弘 | 君 |
| 会 計 管 理 者 | 佐 | 藤 | 光 | 弥 | 君 | 教 育 課 長 | 那 | 須 | 栄 | 一 | 君 |
| 教 育 委 員 会 | 高 | 橋 | 善 | 之 | 君 | 農 業 委 員 会 会 長 | 伊 | 原 | ひ | と | み |
| 教 育 課 長 | | | | | | 代 理 | | | | | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 石 | 垣 | ヒ | 口 | 子 | 君 | 代 表 監 査 委 員 | 金 | 野 | 周 | 悦 |
| 委 員 長 | | | | | | | | | | | |

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 廉 造 議事係長 東海林 エ リ 書記 菅 原 悠

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時49分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、本宮副町長が公務のため欠席、佐藤充農業委員会会長が所用により欠席のため、伊原ひとみ会長代理が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第68号 令和元年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第68号 令和元年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか、特別会計補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より、審査の結果についての報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（齋藤 武君）

令和2年9月11日

遊佐町議会

議長 土門 治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 齋藤 武

審査結果報告書

令和2年9月9日、定例会会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第55号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）

議第56号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第57号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第58号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第59号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和2年度遊佐町一般会計補正予算ほか、4件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第55号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 本補正予算8款2項2目道路新設改良費、新庁舎前道路建設工事費6,920万円及び10款1項5目義務教育施設整備基金積立金5,000万円、7目スクールバス購入費4,100万円について反対であります。以下、その理由を申し上げます。

役場の機能の集中というか、その周辺の工事も含めてですが、こういうふうに集中することは、機能が単に集中するというだけでなく、金のかけ方も集中するというにおのずからなります。そして、集中は、当然のことながらそれ以外の地域に金がかげられなくなるということをもたらしることになります。少子化で在籍数が減った学校には統廃合を押しつけ、教室の過密状態を全く改善しようとしてこなかったものであります。しかし、今や政府の教育再生実行会議及び文部科学大臣が少人数学級を目指すべきだと言っております。

パイは限られているのです。それどころか、コロナの災いの下、パイは小さくなっていきます。コロナの災いの下、国をはじめ本町の財政が急速に悪化すること、またいわゆる3密の回避を迫られることは目に見えております。ただいま我々は、崖の縁に立たされているのかもしれない。だとすれば、立ち止まる勇気も必要ではないでしょうか。そんなに急いでどこへ行くと申し上げたい。議員各位の賢明なるご判断をお願いします。

以上であります。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第55号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第56号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第57号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第58号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第59号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第59号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、日程第4から日程第13まで、議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか、条例案件6件、事件案件2件及び議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国の財源措置である農地利用最適化交付金を活用し、農業委員会委員に対し交付金の範囲内での農地利用最適化の推進活動に応じた上乘せ報酬を支給するため、提案するものであります。

議第62号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、町民税ほか町税関係の課税の特例規定、新型コロナウイルス感染症の対応に係る規定を整備するため提案するものであります。改正の趣旨につきましては、個人及び法人の町民税に係る課税や延滞金に係る特例規定、新型コロナウイルス感染症対応に係る寄附金、住宅借入金等の税額控除の特例規定等の整備を行うものであります。

議第63号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係する規定の整備を行うため提案するものであります。改正の趣旨につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例規定の創設に関する規定の整備を行うものであります。

議第64号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号通知カードの廃止に伴い、通知カードに係る手数料を廃止する必要があるため提案するものであります。

議第65号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第66号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため提案するものであります。

議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、関係する規定を整備するため提案する

ものであります。

議第69号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の締結について。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第70号 遊佐町役場新庁舎外構工事請負契約の締結について。本案につきましては、遊佐町役場新庁舎外構工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月22日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件7件、事件案件2件、令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

佐藤会計管理者。

会計管理者（佐藤光弥君） それでは、私から一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに 認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和元年度の歳入決算額は96億9,449万2,761円、歳出決算額は91億6,840万6,946円となり、歳入歳出差引額は5億2,608万5,815円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源1,945万円を差し引きした実質収支額は5億663万6,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し13億7,077万7,000円の増で96億9,449万3,000円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、地方交付税で1億310万円、国庫支出金で2億2,224万5,000円、諸収入で1億337万4,000円、町債で9億1,610万円それぞれ増額となっております。一方、減額になった主なものは、町税で1,278万6,000円、地方消費税交付金で1,496万3,000円、寄附金で3,698万3,000円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し1,278万6,000円、1.0%減の13億2,001万1,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額4億4,988万3,000円で2.0%の減、法人町民税が6,135万5,000円で

10.1%の減、町民税全体では前年度決算額と比較し3.1%減で、5億1,123万8,000円となりました。固定資産税は0.6%増の6億8,820万5,000円、そのほか軽自動車税5,232万4,000円、たばこ税5,512万6,000円等となっております。

続いて、地方消費税交付金は6.1%減の2億3,033万5,000円、また地方交付税は3.2%の増で33億5,662万5,000円となり、地方交付税は歳入に占める割合は34.6%となりました。

国庫支出金は6億5,202万9,000円で前年度より51.7%の増、県支出金は6億7,259万円で1.6%の増となりました。寄附金は2億638万円で前年度に比べ15.2%の減となっております。繰入金は、前年度決算額に比較して6.3%の増で5億4,815万7,000円となりました。

町債は、前年度に比較して9億1,610万円、131.3%の増で、16億1,400万円になりました。町債の内容については、事項別明細書22、23ページに記載されておりますが、総務債では6億2,030万円の増で6億6,070万円、土木債1億5,850万円増の3億3,100万円、教育債1億1,610万円増の2億4,010万円、また臨時財政対策債では4,440万円減の1億6,260万円等となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は16.6%で前年度比8.2ポイントの増となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して13億7,346万6,000円、17.6%増の91億6,840万7,000円となりました。

款別では、議会費は決算額8,469万3,000円で0.5%の減、総務費で20億7,292万9,000円で49.5%の増、民生費19億4,066万3,000円で4.5%の増、衛生費4億2,931万3,000円で18.6%の増、労働費1,256万7,000円で0.9%の減、農林水産業費6億7,059万円で9.9%の減、商工費5億4,755万5,000円で4.6%の減、土木費では12億1,333万9,000円で30.2%の増、消防費3億6,358万7,000円で1.4%の増、教育費では9億3,842万9,000円で28.1%の増、公債費8億8,187万1,000円で19.2%の増、諸支出金1,287万1,000円で5.9%の増となりました。

なお、予備費から商工費へ833万9,000円を充用しております。

次に、積立基金残高について申し上げます。令和元年度の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて29億5,327万1,000円で、前年度より4,833万1,000円減額となっております。なお、令和元年度より遊佐町パーキングエリアタウン整備基金、それから遊佐町森林環境譲与税活用基金の積立を開始しております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より10.8%、1億9,363万2,000円減の15億9,998万6,000円で、歳出総額では前年度決算額より12.0%、2億1,320万3,000円減の15億5,809万2,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,189万4,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で6.7%減の2億9,878万6,000円、県支出金は5.7%増の11億1,038万3,000円、繰入金で1億4,376万8,000円等となっております。

歳出の主なものでは、総務費は22.6%減の3,339万6,000円、保険給付費で4.1%増の10億7,614万8,000円で、保険給付費は歳出総額の69.1%に当たります。それから、保険事業費では2,311万1,000円、国民健康

保険事業費納付金 4 億 238 万円等となっております。また、国民健康保険基金は 3,490 万 2,000 円減の 1 億 1,545 万 7,000 円となっております。

続いて、認第 3 号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入総額で前年度決算額に比較し 9.6% 増の 8 億 2,907 万 3,000 円、歳出総額は 7.9% 増の 8 億 929 万 1,000 円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 1,978 万 2,000 円であります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は決算額 1,549 万 9,000 円で 66.3% の増、使用料及び手数料が前年度比 0.2% 減の 1 億 5,466 万 4,000 円、国庫支出金が 1 億 262 万 1,000 円で、前年度比 10.6% の増、繰入金 4 億 800 万円の前年度比 7.9% の増等となっております。

歳出では、総務費 1 億 674 万 9,000 円で前年度比 12.9% の増、下水道建設費が 2 億 6,341 万 5,000 円で 17.5% の増、公債費が 4 億 3,912 万 7,000 円で 1.8% の増となっております。

次に、認第 4 号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額 1 億 487 万 2,000 円で前年度決算額より 5.9% 増となっております。歳出総額は、前年度に比較し 11% 増の 9,582 万 1,000 円であります。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源 6,000 円を差し引いた実質収支額は 904 万 5,000 円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が 2,014 万 8,000 円で 24 万 1,000 円の減、国庫支出金が 800 万円で皆増、繰入金が 6,400 万円で前年度より 400 万円の減等となっております。

歳出は、総務費 3,582 万 8,000 円で前年度より 950 万 8,000 円の増、公債費 5,999 万 3,000 円で前年と同額となっております。

続いて、認第 5 号 令和元年遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は歳入総額で前年度決算額から 2.5% 増の 19 億 9,671 万 7,000 円、歳出総額は前年度に比較し 4.8% 増で 19 億 2,813 万 8,000 円あります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 6,857 万 9,000 円あります。

歳入の内訳は、保険料が 3 億 8,223 万 2,000 円で 1.4% の減となりました。国庫支出金は 4 億 6,984 万 9,000 円で 4.2% の減、支払基金交付金は 4 億 8,267 万 8,000 円で 0.1% の増、県支出金は 2 億 5,853 万 9,000 円で 1.5% の増、繰入金は 2 億 9,458 万 6,000 円で 7.3% の増等となりました。

歳出では、歳出総額の 90.7% を占める保険給付費が 17 億 4,954 万 7,000 円であり、前年度と比較して 2,980 万 4,000 円、1.7% の増となりました。

以下、総務費 4,186 万円、基金積立金 2,148 万 1,000 円、地域支援事業費 6,749 万 7,000 円等となっております。また、介護保険給付費準備基金は 2,148 万 1,000 円増の 1 億 1,483 万 9,000 円となっております。

最後に、認第 6 号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から 0.5% 減の 1 億 7,620 万 1,000 円であり、歳出総額は 0.9% 増の 1 億 7,556 万 8,000 円あります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の 63 万 3,000 円あります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が 1 億 848 万 5,000 円、対前年比 9.5% の増、繰入金は一般会計から 6,384 万 1,000 円、11.2% の減。それで、この 2 つの項目で歳入の 97.8% を占めております。

歳出は、歳出総額の 97.5% を占める後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億 7,124 万 4,000 円あります。その他、諸支出金が 363 万 9,000 円等となっております。

以上、令和元年度の一般会計をはじめとする 5 つの特別会計について、決算の概要をご説明申し上げます。

した。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書に記載されておりますので、御覧いただきたいと思えます。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算の概況についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の実態について申し上げます。

決算書の12ページ及び18ページを御覧ください。

現在給水人口は1万3,308人で、普及率は99.6%となっております。

給水状況は、年間総配水量が151万9,231立方メートル、1日平均で4,151立方メートルとなりました。年間総有収水量は120万6,170立方メートルで、有収率は79.4%となり、前年度より6.3%の増となりました。

人口の減少に伴い、総配水量、有収水量共に減少傾向にありますが、漏水箇所の修繕を行ったことや冬期間の宅内での漏水が減少したことが有収率の改善につながりました。

給水原価は275円32銭で、供給単価の271円53銭に比較し、3円79銭の給水原価高となっております。前年度比では、給水原価が1円29銭の減、供給単価が61銭の増となっております。施設の資産、減価償却費が収益に対して非常に大きいことと、一定の改善は見られたものの、依然として発生している漏水の発生が給水原価を増大させている原因となっております。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、24ページからの明細書も併せて御覧ください。

収益の総額は4億1,921万3,716円で、その内訳は営業収益が3億7,389万878円、そのうち給水収益は3億2,751万3,349円、営業外収益が4,532万2,838円となっております。営業外収益の主なものとしては、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、26、27ページを御覧ください。

費用の総額は3億9,484万1,326円で、その内訳は営業費用が3億5,610万5,105円で、そのうち取水配水給水費が8,133万6,006円、総係費が4,160万4,409円、減価償却費が1億9,193万7,291円などとなっております。営業外費用が3,859万4,734円で、企業債の利息の償還や消費税などとなります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において2,437万2,390円の純利益となります。

次に、資本的収支について申し上げます。

28ページを御覧ください。

収入総額は2,906万5,000円で、その内訳は平津配水池の耐震化事業に対し交付された国庫補助金が1,326万5,000円、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金金が1,580万円となります。

支出総額は2億3,441万7,912円で、その内訳は建設改良費が7,761万2,600円、企業債償還金が1億5,680万5,312円となっております。

建設改良費の主なものは、老朽管更新事業、平津配水池の更新事業になります。詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書及び委託調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額2億535万2,912円の措置については、3ページ及び29ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額91万5,610円、過年度損益勘定留保資金4,417万3,546円、当年度分損益勘定留保資金1億5,999万5,821円及び建設改良積立金取崩し26万7,935円をもって補填してございます。

次に、貸借対照表については、8ページから10ページまでのとおりとなっております。資産の部、流動資産のうち3,023万6,550円が料金未収金となっております。また、負債の部、流動負債のうち未払金について、令和2年6月の確定申告時の消費税納付額が1,427万4,900円、残額の548万7,499円が営業未払金となります。資本の部、剰余金のうち未処分利益剰余金については全額が建設改良積立金の取崩しにより発生したもので、当年度純利益とは区別して記載しています。

次に、キャッシュフロー計算書の内訳になります。22ページと23ページを御覧ください。当年度は企業債の収入がなく、大幅な資金増はありませんが、当期純利益の増加や未収金の減少により、現金預金は期首から増加しています。

最後に、企業債の状況について申し上げます。31ページ、32ページを御覧ください。当年度の企業債還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で11億2,323万7,761円、旧簡易水道分で3億2,562万6,853円、合計で14億4,886万4,614円となっております。平成1桁台の上水道区域の第4次拡張事業時に借入れした高利率の借入れ分が、今後1年ごとに償還が終了し、元利金共に償還額が減少していく見通しです。

また、さきに述べました企業債に対する一般会計からの繰入れについては、統合前の旧簡易水道事業で借り入れたものに対してのみになります。

以上、令和元年度遊佐町水道事業会計決算について概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監査委員。

代表監査委員（金野周悦君） それでは、私から令和元年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。

なお、初めに、報告に入ります前に、審査意見書の一般会計、特別会計の記載について、一部内容を変更しましたので、その主な概要について説明いたします。

なお、資料として、皆さんに先ほど5枚プリント分の資料を配付していますので、御覧になっていただきたいと思っております。

最初のページが、令和元年度審査意見書とありますが、これは平成30年度から令和元年度に内容を変更したものを載せております。御覧になっていただきたいと思っております。

次に、決算総括表の審査意見書の中の3ページですが、重複計内訳の説明資料として2部配付しております。

それから、繰出金、繰入金の用語説明。合わせて5枚プリントを配付しました。

初めに、3ページの決算額総括表に純計決算を入れて記載しました。これまで各会計の決算額は、形式収支、実質収支を記載しておりました。繰出金、繰入金については重複計の内訳として下段に記載していましたが、今回は各会計間の繰出金、繰入金がなかった場合の決算額を純計決算として記載しました。これは、さきの一般会議でも議員から説明あったものもありました。なお、参考にさせていただければと思います。

また、一般会計、特別会計とも審査の内容について文章で記載説明していましたが、今回から対前年度比等を一覧表にしてより見やすく記載しました。各会計決算の審査に当たり参考にさせていただければと思います。

それでは、報告に入らせていただきます。計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和元年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、令和元年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にさせていただければ幸いです。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

令和元年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により、年々改善されてきております。

収納未済額については、平成27年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にあります。公平、公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。

令和元年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額96億9,449万2,761円、歳出総額91億6,840万6,946円、差引残額5億2,608万5,815円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で13億7,077万7,450円、16.5%の増、歳出で13億7,346万6,499円、17.6%の増となっております。

以下、一般会計及び特別会計については、1,000円単位で申し上げます。

令和元年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額5億2,608万6,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源1,940万円を差し引いた額5億663万6,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4,532万8,000円の黒字となっており、単年度収支に財政調整基金積立金2億3,169万1,000円と繰上償還金1億500万円を加えた額を差し引いた

実質単年度収支は1億2,872万2,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は45.6%で、前年度に比較し6.0ポイントの減、投資的経費は21.3%で、前年度に比較し10.1ポイントの増、義務的経費は33.1%で前年度に比較し4.1ポイントの減となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は38.6%で、前年度に比較し1.0ポイントの増となっており、投資的経費は4.7%で前年度に比較し1.5ポイントの減となっております。

令和元年度は、町債、地方交付税等の増額により、繰上償還金が1億500万円、形式収支額5億2,608万6,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅実な財政運営がなされたよううかがえます。

簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額で15億9,998万6,000円、歳出総額で15億5,809万2,000円、差引額4,189万4,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1億9,363万3,000円、10.8%の減、歳出で2億1,320万4,000円、12.0%の減となっております。

なお、国保税が前年度比6.7%の減となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費が伸びている中で、国保税の収入未済額が5,317万1,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で8億2,907万3,000円、歳出総額で8億929万1,000円、差引額1,978万2,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で7,292万1,000円、9.6%の増、歳出で5,894万7,000円、7.9%の減となっております。

令和元年度下水道事業債残高は元金が44億1,375万7,000円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画の下に接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で1億487万2,000円、歳出総額で9,582万1,000円、差引額905万1,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で583万4,000円、5.9%の増、歳出で950万8,000円、11.0%の増となっております。

今後一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で19億9,671万7,000円、歳出総額で19億3,813万8,000円、差引額6,857万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で4,825万7,000円、2.5%の増、歳出で8,773万8,000円、4.8%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で1億7,620万1,000円、歳出総額で1億7,556万

8,000円、差引額63万3,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で81万2,000円、0.5%の減、歳出で156万2,000円、0.9%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支共に黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

令和元年度の事業収益は4億1,921万3,000円、事業費用が3億9,484万1,000円で、差引額2,437万2,000円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は151万9,231立方メートルで、前年度比16万7,841立方メートル、10.0%の減、有収水量は120万6,170立方メートルで、前年度比2万6,718立方メートル、2.2%の減であり、有収率は79.4%で前年度比6.3ポイントの増となっております。

また、施設利用率は56.1%で、前年度に比較して6.4ポイントの減となっております。

資本的収支では、収入が2,906万5,000円、支出が2億3,441万7,912円、差引不足額2億535万2,912円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91万5,610円、当年度分損益勘定留保資金1億5,999万5,821円、過年度分損益勘定留保資金4,417万3,546円、当年度分建設改良積立金の取崩し26万7,935円にて補填されております。

なお、令和元年度は使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっております。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は9.0%で、早期健全化基準25.0%を下回っています。将来負担比率は64.9%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、令和元年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして、決算審査の概要報告を終わります。

議長（土門治明君） 次に、日程第14、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。
お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の菅原和幸議員、
同副委員長に佐藤光保議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には佐藤光保議員と決しました。
決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時02分）